

建設工事事業者 各位

飯田市財政課長

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築工事の週休2日工事の経費の補正について、県は要領を改正し、令和8年2月1日から週単位（土日）の週休2日工事が追加されました。飯田市では、これまで建築工事と土木工事等と統一の週休2日実施要領にて運用してきましたが、県の要領では、昨年10月に改正された土木工事等の要領と、今回改正された建築工事の要領の用語の定義等に差異があることなどから、飯田市においても、今回それぞれの要領を制定することとし、建築工事においては、県と同様に週単位の週休2日工事を反映した「飯田市建築工事週休2日工事实施要領」を新たに制定しましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 制定の内容（飯田市週休2日工事实施要領からの変更点）

(1) 主旨

この要領は、飯田市が発注する建築工事における建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(2) 用語の定義

①完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日とし、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。なお、週の定義は土曜日から金曜日までとする（以下同じ）。

(3) 対象工事

週休2日工事の対象工事は、市が発注する予定価格が200万円を超える建築工事で、入札公告等を行うすべてのものを対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は対象外とすることができる。

- ①応急仮設住宅の建設等の緊急を要する工事
- ②現場施工期間（直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間）が1週間未満の工事
- ③現場条件及び施工時期に制約の多い工事
- ④発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

(4) 発注者の取組

発注者は、週休2日工事を実施する場合、長野県建築工事における週休2日工事实施要領に準じた補正を行う。なお、補正方法は、各工事の特記仕様書に明示するものとする。

また、採用する週休2日（完全週休2日又は月単位の週休2日）についても、工事の特性などを踏まえて、各工事の特記仕様書に明示する。

2 要領

別添のとおり

3 施行日

令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

（土木工事等の要領は令和8年3月1日施行となりますので、ご注意ください）

財政課 契約係
担当 鈴木
内線 2135